2011･06･23監事第１号
平成２３年６月２４日

独立行政法人石油天然ガス･金属鉱物資源機構
理事長　河　野　博　文　殿

独立行政法人石油天然ガス･金属鉱物資源機構

監事　松崎　純男　印

監事　谷本　忠和　印

監査報告書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第１９条第４項及び第３８条第２項の規定、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の監事監査規程（以下「監査規程」という。）及び監事監査実施細則に基づき、機構の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの平成２２事業年度における業務及び会計について、平成２２年４月１日から平成２３年６月までの間、監査を実施しました。本監査の結果について、以下の通り報告します。

記

1. 監査の目的

機構の業務の適正かつ効率的な運営を図ることと会計･経理の適正を確保すること。

2. 監査の方針

機構の経営方針、中期目標及び中期計画に基づく年度計画を踏まえ、機構の健全な経営と社会的信頼性を確保する観点から、以下の方針で監査を実施する。

(1)　適法性監査を基本とし、重要事項については経済性、効率性、有効性など妥当性を考慮する。

(2)　会計監査法人、監査室等と協調、連係し監査の質の向上に努める。

3. 監査の重点項目

(1) 第二期中期目標、中期計画に基づく平成２２年度事業計画及び２３年度事業計画の実施状況

(2) 予算の執行状況

(3) 外部への発注契約の適正状況

(4) 以下の課題への対応状況：

・ 波方国家石油ガス備蓄基地の配管竪坑の金属管発錆問題

・ 倉敷国家石油ガス備蓄基地の湧水問題

(5) 過年度重点項目のフォロー：

・ 内部統制の状況、情報システム等

4. 監査方法の概要

(1) 役員会その他業務の運営に関する会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、機構の全部・グループ及び全理事から業務の実施状況等を聴取しました。

・ 会議出席：役員会、採択検討委員会、三役会議、専門部会など

・ 閲覧件数：1,022 件

・ 監査対象：18 部 2 グループ 1 チーム

実施期間：平成 23 年 5 月 16 日～6 月 22 日

(2) 機構の国内支所及び海外支所において業務、会計及び財産の状況を監査しました。

・ 国内備蓄基地事務所(15 事務所中 4)：秋田、福島、福井、志布志

・ 鉱害防止支援事務所(4 事務所中 1)：九州

・ 海外事務所(12 事務所中 4)：ヒューストン、メキシコ、リマ、サンチャゴ

・ その他：柏崎テストフィールド

(3) 三次元物理探査船「資源」の運航に係る不祥事が発覚したことから、当該業務に関わる臨時監査を実施いたしました。

・ 実施期間：平成 22 年 11 月 26 日～平成 23 年 4 月 7 日

・ 理事長への監査報告：平成 23 年 4 月 7 日

(4) 業務現況を確認するために業務に関連する支所、施設等を視察いたしました。

・ 視察先：波方国家石油ガス備蓄基地、倉敷国家石油ガス備蓄基地、土呂久鉱山（鉱害防止支援中）、三菱重工業下関造船所（新調査船建造中）、松尾管理事務所、小坂金属資源技術研究所、国際資源大学校

(5) 通則法第３８条第１項に規定する財務諸表及び同条第２項に規定する決算報告書については、会計監査人である新日本有限責任監査法人から監査の都度、報告及び説明等を受け、検討を加えました。

・ 監査状況報告：平成 22 年 12 月～平成 23 年 6 月　合計 8 回

・ 決算監査報告：平成 23 年 6 月 20 日

(6) 会計監査法人及び監査室と協調・連係し、監査の質の向上に努めました。

(7) 監査の実施にあたっては、その職務を遂行するため、監査規程第３条第１項

に基づき、監事室職員を補助者としました。

5. 監査結果に対する監事の意見

(1) 業務監査

① 機構の業務執行は、国の方針及び関係法令並びに機構の諸規程類に従い、適正に行われているものと認めます。

② 事業報告書は、機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計監査

① 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されており、適正に表示しているものと認めます。

② 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

③ 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 重点項目に関する意見

① 第二期中期目標、中期計画に基づく平成２２年度事業計画及び２３年度事業計画の実施状況

機構は資源・エネルギーの安定供給及び環境保護を目的に、探鉱資金の供給等石油・天然ガス及び金属鉱物の探鉱・開発促進に必要な業務、石油・石油ガス及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務、金属鉱業等における鉱害の防止に必要な資金供給その他支援業務を担っており、資源価格の上昇及び資源・エネルギーを巡る国際情勢の緊迫化が進む中で、石油・天然ガスの平成 42 年自主開発比率 40%以上、レアメタルの平成 42 年自給率 50%以上等石油、金属ともに数値目標が設定されるなど機構の役割に対する期待は一段と高まっている。

平成 22 年度事業年度は第二期中期目標期間の 3 年目にあたるが、各本部とも中期計画に基づき策定した年度計画に従い着実に成果を上げており、取組むべき課題も明確にしている。

業務執行にあたっては外部の有識者の知見を積極的に活用するとともに、実績についても、機構が設置した外部の専門家から成る業務評価委員会及び各専門部会から幅広く意見を聴取し、業務の高度化、適正化に努めるなど、中期目標の達成に向けた適切な業務運営がなされている。

また、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」で指摘のあった人件費の適正化、保有資産の見直し・不要資産の国庫返納、出資・債務保証等の厳格な審査体制の構築等に対して、継続して必要な措置を講じており、着実な進展が認められる。

② 予算の執行状況

機構が年度計画の達成を通して中期目標を実現するために、理事長は四半

期ごとに各本部から予算の執行状況を聴取し、業務の改善指示及び予算の再配賦を行なうなど予算の適切な運用を通して業務の統制に努めている。

機構の業務は、調査・探査案件、機構自ら行なうプロジェクト調査案件、委託を含めた研究・技術開発案件など多岐にわたり、また資源外交や権益確保が絡む中で、平成22事業年度の執行状況には一部の予算項目で執行残及び次年度への繰り越しが生じているが、それらに対しては個々に対応方針が付され連続性のある運用がなされている。

平成24事業年度を最終年度とする当期内に中期目標を確実に達成していくには、これらの執行残及び繰り越し並びに平成23年事業年度予算を確実かつ効率的に実施するという観点のみならず、平成24事業年度事業を十分に考慮した執行をしていくことが重要であると思料する。

③ 外部への発注契約の適正状況

機構は、平成19年7月に随意契約削減を目的に設置した「随意契約削減検討会議」、及び平成21年11月17日閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」に基づき同年12月に設置した外部有識者及び監事から成る「契約監視委員会」の点検見直しを中心に、随意契約の削減及び契約の適正化を推進している。

機構は、契約監視委員会の点検見直しに基づき策定した「随意契約等見直し計画」を平成22年4月に公表し、随意契約削減検討会議による事前チェックと契約監視委員会によるモニタリングを重ねて競争性のない随意契約の削減を図り、平成22事業年度の随意契約比率は、件数ベースで17%（平成20年度54%）、金額ベースで19%（平成20年度64%）にまで改善している。

また、契約形態ごとにガイドラインやマニュアルを整備するとともに、随意契約削減により増加した一者応札・一者応募の削減に向けては、e-mailによる情報発信、充分な公告期間の確保、英語の公告等の対策を講じ、他方省略が見られた競争性のない随意契約に予定価格の設定を定着させるなど適切かつ必要な措置を講じて契約の適正化を図っている。

これらの措置により競争性のない随意契約の削減及び契約の適正化が着実に進んでいるが、個々の契約については合規性、合理性を高める取組みを継続することが必要であると思料する。

④ 波方国家石油ガス備蓄基地の配管竪坑の金属管発錆問題、倉敷国家石油ガス備蓄基地の湧水問題

両基地については、平成12年3月に波方45万t、平成12年12月に倉敷40万tの基地建設が決まり、国家ＬＰＧ備蓄150万t体制確立に向けた水封式地下岩盤貯蔵の工事がスタートした。これまで4回の計画変更を経て、倉敷が平成24年11月に、波方が平成25年3月に完工し150万t体制が整う予定で進んでいる。

波方基地の金属管発錆問題は平成19年9月に確認され、機構は、外部の有識者で構成する「石油ガス設備技術委員会」にて詳細な腐食原因調査を決

定し、機構内に土木、設備関係者による横断的なワーキンググループを組織するとともに、新たに設置した専門家で構成する「竪坑金属配管小委員会」の指導を受け、平成21年8月に抜本的な金属管防食対策を決定した。同時に完工時期が平成22事業年度から平成24事業年度に延期されたが、以後、防食対策、土木工事、設備工事等基地建設は着実に進められている。

この間、機構は波方基地金属管発錆に係る原因の検証及び責任の明確化を行なった上で、機構と施工者を含む関係者間の課題共有体制の構築及び所掌分担の明確化を行なうとともに、施工者の管理不備により増加した費用については施工者に負担（平成22年1月合意）を求め、機構の関係者の責任については関係幹部の平成21年度業務考課に反映するなど適切かつ必要な措置を講じている。

倉敷基地の湧水問題は、コストの抑制を主眼に経済性と工程確保の観点から可能な範囲で貯槽レイアウトや形状の変更、グラウトの追加等の対策を講じ、併せて波方基地で採用した金属管防食対策も行なうなど、土木工事、設備工事は着実に進められている。

両計画ともに、建設コストは金属管発錆問題、湧水問題等が主因で増加するとともに、完工時期も当初計画より延期されたが、基地建設工事は、効率性、安全性、機能の健全性に重点を置いた施工管理及び機構との緊密な連携の下で進められており、平成22年4月の「第4回変更計画」に沿って概ね進捗している。今後、気密試験等最終工程に入っていくが、平成24事業年度完工に向けて、万全な対応を期待する。

⑤ 内部統制状況（過年度重点項目フォロー）

機構の意思決定は、理事会決議、部長会決議等の組織決定ではなく、理事長、理事、部長等による文書決裁によりなされることが決裁規程（平成16年2月29日制定）で定められている。機構は、この統制を補完、強化するために、毎週、役員会を開催し、全6本部が行なう事業とスケジュールの共有化及び意見交換を行ない、さらに企画関係定例部長会、同課長会等を通してミッションの浸透と業務の効率的な運営に努めている。重要案件や資源外交案件等については、理事長、副理事長、総務担当理事から成る「三役会議」を設定し、一堂に会した関係者と直接、徹底した議論を行なうなど理事長によるガバナンスの強化に努めている。

コンプライアンスについては、就業規則（平成16年2月29制定）、役職員倫理規程（平成16年2月29制定）、職務上遵守すべき行動規範（平成17年5月10日制定）等の規程類及びマニュアルを整備し、法令、規程類を遵守した業務処理体制の構築に努めるとともに、インサイダー取引規制Q&A小冊子の配布やコンプライアンス研修の定例実施を通してその強化を図っている。

こうした中で発覚した物理探査船「資源」の運航業務に係る不祥事に対しては、機構が設置した第三者委員会からの再発防止策及び監事意見を受けて、「文書起案マニュアル」改訂による意思決定プロセスの明確化及び契約審査

におけるクロスチェック体制の強化に着手するとともに、役職員に対する「コンプライアンスに関連する規程の連関鳥瞰図」の配布による徹底及びeラーニング研修の導入による意識付け、外部窓口の「コンプライアンス相談ホットライン開設」など内部統制及びコンプライアンスの実効性を高める幅広い対策を講じている。引続き、これらの早期定着への取組みが必要であると思料する。

⑥ 情報システム（過年度重点項目フォロー）

機構が保有する情報財産には、調査データ、個人情報など極めて重要な情報が多数含まれており、不正侵入防止策、情報漏洩対策その他の情報資産を安全に確保するための措置が重要になってきている。

機構は、基幹ネットワークシステム、経理システム、図書情報システム、休廃止鉱山情報システムなど各本部でシステムを運営しているが、平成 20 事業年度に公開サーバに不正侵入されたことを機に、基幹ネットワームシステムを始めとした全システムの「セキュリティに係わる部分」を総務部で一元管理するとともに、不正アクセス監視サービスの導入、第三者脆弱性検査などを実施して不正アクセスの防止に努めている。

また、システム管理責任者の明確化及び電子情報・情報システム管理・利用ガイドライン、電子情報・情報システム管理規程、情報システムセキュリティのポイント等規程類の整備を行なうとともに、それに基づく運用の徹底、出張等での USB による情報の持ち出し・使用の禁止等電子媒体の取扱いの徹底を強化するなど不正侵入防止、情報漏洩防止に向けた適切な措置がとられている。

さらに、クラウドコンピューティング導入についての検討もなされるなどコスト削減、システムリスク削減に向けた取組みが認められるが、システムを取り巻く環境の変化は多様で速いため、継続的な課題の洗い出しと改善取組みが必要であると思料する。

(4) 三次元物理探査船「資源」の運航に係る不祥事に対する機構の対応及び臨時監査について

機構は、平成 22 年 11 月 16 日の不祥事発覚後、機構内部の不正防止推進チームによる調査、課題の抽出を実施するとともに、外部の専門家から成る第三者委員会に事実関係の検証及び再発防止策の検討を付託するなど、速やかに対策を講じた。

監事としても、内部統制に係る問題として重く受け止め、関係者からのヒアリング、関係会議への出席等により広く情報を集めて監査を行ない、改善を要する項目を示して各所属におけるコンプライアンス運営の強化及び上司のモニタリング機能の強化等の監事意見を付した監査報告書を、平成 23 年 4 月 7 日に理事長あてに提出した。

機構は、平成 23 年 3 月 31 日に受領した第三者委員会の再発防止策への提言及び監事意見を踏まえた再発防止に向けた契約の適正化及び内部統制・コンプライアンスの強化等の改善策を実行に移すとともに、平成 23 年 5 月の

本部移転時には、物理探査船グループを独立した千葉のオフィスから、運航分野は本部に、解析分野は幕張技術センターに統合してガバナンスの徹底を図り、6月15日には、不祥事の責任を明確にした処分を公表するなど、適切かつ必要な措置を講じている。

なお、機構は、不祥事の発覚前から運航業務の人件費に関わる契約の是正を図ってきており、平成23年6月の契約更改に向けては、契約内容の抜本的な見直しとそれに基づく交渉を重ねて、運航契約の改善及びコストの削減を実現するなど運航業務の根本的な改善にも取組んできている。

以上

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月２０日

独立行政法人　石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理　事　長　　河　野　博　文　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　樋澤　克彦　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山下　康彦　印

当監査法人は、独立行政法人通則法第３９条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの平成２２事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)、勘定別損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1)　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定、金属鉱業鉱害防止積立金勘定及び金属鉱業鉱害防止事業基金勘定に係る各勘定別財務諸表（利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を除く。）並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2)　各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。

(3)　事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

(4)　各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月２０日

独立行政法人　石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理　事　長　　河　野　博　文　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　樋澤　克彦　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山下　康彦　印

当監査法人は、独立行政法人通則法第３９条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの平成２２事業年度の連結財務諸表、すなわち、石油天然ガス勘定及び金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の石油天然ガス勘定及び金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

2011･04･07 監事第２号
平成２３年４月７日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長　河　野　博　文　殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

監事　　松　崎　純　男

監事　　谷　本　忠　和

元職員の不正行為に係る監査報告書

平成２２年１１月１６日に発覚いたしました三次元物理探査船「資源」（以下「物理探査船」という。）の運航業務に係わる元職員の不正行為に関して、発覚から平成２３年３月までの間、独立行政法人通則法第１９条第４項及び第５項、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき、関係者からのヒアリング、諸会議への出席などを通じて監査をしてまいりました。本監査について、以下の通り、監事意見を付して報告いたします。

記

1. 監査の視点

国から受託した物理探査船の運航業務等に係る不正行為について、その事実及び原因を把握し、再発防止策への取組みが適切かつ効率的に行なわれているかの視点から監査をいたしました。

2. 監査方法の概要

不正行為発覚以降、以下のとおり、関係者からのヒアリング、会議等への出席、調査報告書等から広く情報と資料を集めて検討し、監査といたしました。

(1)　関係者からのヒアリング

平成 22 年 12 月 3 日　担当理事、
物理探査船チームリーダー、サブリーダー

平成 23 年 2 月 10 日　人事課担当調査役、課長代理

(2)　物理探査船に係わる「三役レク」*への出席

出席日：平成 22 年 11 月 26・30 日、12 月 1・6 日、
平成 23 年 1 月 12・25 日、2 月 9・22 日、3 月 7・11・18・28 日

*「三役レク」－理事長、副理事長、総務担当理事に対する各本部からの重要案件に係る報告・連携・相談。

(3)　第三者委員会の傍聴及び委員会による監事へのヒアリング

傍聴日：平成 22 年 12 月 15 日、
平成 23 年 1 月 13・24 日、2 月 18 日、3 月 10 日

監事ヒアリング日：平成 23 年 2 月 3 日

調査報告書受領日：平成 23 年 3 月 31 日

(4)　不正防止推進チームの内部調査報告（中間）

調査報告書受領日：平成 23 年 1 月 5 日

3. 不正行為発覚の経緯と機構の対応

機構は、平成 21 年 8 月に「物理探査船の運航業務等を担当している職員が会社を設立し、運航等業務の委託先である 3DJV 所長とともに不正行為を行なっている」旨の匿名の情報提供がなされている事実を知り、同年 9 月直ちに対象となった元職員について内部調査を行なったが、当該職員は金銭の授受を含めた不正行為を全面否定し、同年 11 月に退職した。

その後、平成 22 年 6 月にかけて、元職員から機構に対して機構が支払いを留保していた退職金の支払い要求が再三あったため、機構は退職金支払いを実行するとともに警察当局に対し刑事事件の相談と情報及び資料の提供を続けていたところ、平成 22 年 11 月 16 日に「3DJV の当時の所長から現金の供与を受けた」という収賄罪容疑で元職員が警視庁に逮捕され、同時に 3DJV の元所長も贈賄罪の容疑で逮捕された。

機構は、かかる事態を重く受け止め、機構内にある「不正防止推進チーム」に事実関係の検証及び再発防止策の検討を行なわせるとともに、外部の専門知識を有する者による更なる調査が必要であると判断し、同年 12 月 15 日に「第三者委員会」を設置した。機構は、本年 3 月 31 日に「第三者委員会」から調査報告書による最終報告を受け、報告書に示された再発防止策の提言を検討し実施に移している。

この間、理事長は、「匿名の情報提供」を機に内部調査を実施した他、物理探査船運航業務の人件費に係る二省積算基準対象者について厳格な検証を行ない、過払いの精算及び関連する人件費の適正化を図り、更に関係理事及び物理探査船チーム等とともに、関係官庁と連携を取りながら「物理探査船の運航・調査に係る契約及び運営について抜本的な見直し」を行ない、物理探査船業務の適正化を図っている。

4. 監査の結果

監査の結果、コンプライアンスと統制、モニタリング機能と牽制機能等において「改善を要する事象」として、以下の点が挙げられる。

(1)　コンプライアンス及び統制に関する事象

機構には倫理規程等規程類及び行動規範委員会等の体制は整っているが、元職員

の倫理感及び周囲による抑止力は働かず利害関係者である 3DJV 元所長からの接待が繰り返され、3DJV 元所長の立場が派遣会社 A 社、B 社との関係において「利害が相反する立場」にあったにもかかわらず、関係者はその点を見過していた。

また、機構の「行動規範委員会」及び「不正防止推進チーム」は、行動規範の周知徹底、不適切な行動の把握、改善対策等を担っているが、「匿名の情報提供」を知った平成 21 年 8 月時点では特定者による内部調査に止まり、不正行為が発覚した平成 22 年 11 月までの間、それらが発動されておらず、監事監査規程第 8 条にある監事への報告もなされていない。

(2) 物理探査船チームの業務におけるモニタリング機能等に関する事象

不適切行為の未然防止には、業務の意思決定プロセスにおける上司のモニタリング機能及びチーム員・関係者による相互牽制機能が大きな役割を担うが、当チームにおいては元職員の業務に聖域を認め、不正行為に関連した「B 社の採用」、「二省積算基準の採用」等の業務においては意思決定の証跡を残しておらず、更に二省積算基準の適用が機械的に行なわれ、人件費の実質過払いを見過していた。

5. 監事意見

不正行為発覚後の再発防止策の構築に向けた機構の運営は、理事長が中心となって行なっている「物理探査船の運航・調査に係る契約及び運営についての抜本的な見直し」を含め、適切であると認められる。

再発防止策については、機構は「第三者委員会」の調査報告書で示された 8 項目の提言を検討し実施に移しているところであるが、4.の「改善を要する事象」を踏まえ、監事の立場から次の 3 項目を提言したい。

(1) 各業務を担っている原課・原チーム、いわゆる「現場」に、「コンプライアンスを自ら徹底する仕組み」、「上司のモニタリング機能と相互牽制機能が働く仕組み」、「証跡を残す仕組み」を構築すること。

(2) 不適切行為の疑いの発生、事故の発生、その他リスク事象の発生時には、「必ず行動規範委員会事務局及び監事に第一報が入る体制」、「組織全体として情報を共有し、調査、監査に動く体制」を構築すること。

(3) (1)、(2)を主導するコンプライアンス担当、監査担当等の組織を強化すること。

この仕組み、体制の構築、強化は、再発防止の効果、効率、統制を高めると考える。

6. 監事監査でのフォロー

平成 23 年度監事監査計画において、機構が実施する再発防止策を監査重点項目とし、その定着及び効果をフォローしてまいります。

以上